

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第1号））

大阪府立高等学校入学者選抜制度改善方針（案）について

大阪府立高等学校入学者選抜制度改善方針（案）を別紙のとおり決定し、周知を行うこととする。

その上で、様々な意見をふまえ、11月の教育委員会会議において最終決定を行う予定である。

平成26年8月22日

大阪府教育委員会

大阪府立高等学校
入学者選抜制度改善方針
(案)

平成26年8月

大阪府教育委員会

はじめに

平成 23 年度大阪府公立高等学校入学者選抜は、私立高等学校の授業料無償化の拡大や、公私の受入れ比率の廃止により選抜環境が大きく変化した。その結果、一部の学校に志願者が集まる一方で、志願倍率が低迷する学校が現れるという、いわゆる二極化の傾向が顕著になった。

大阪府教育委員会では、この状況に対する当面の対応策として、平成 25 年度入学者選抜から、前期入学者選抜の募集人員の拡大と選抜日程の繰り上げを実施することとした。

しかし、中長期的に安定した入学者選抜制度を構築する必要があることから、平成 25 年度以降、毎年、受験者の志願動向や進路指導の状況等を分析し、平成 28 年度以降の入学者選抜制度のあり方について検討を重ねてきた。併せて、調査書における目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）を、早ければ平成 28 年度入学者選抜から導入することとし、検討を進めてきた。

このような経緯から、今般、平成 28 年度以降の入学者選抜制度改善方針（案）をとりまとめ、入学者選抜制度改善の基本的考え方とそれに基づく改善内容、並びに各選抜の具体的事項をここに示す。

第 1 入学者選抜制度改善の基本的考え方、及びその内容

平成 28 年度以降の入学者選抜制度を改善するにあたり、公教育が果たすべき役割を踏まえて制度設計を行った。その際の基本的な理念は以下のとおりである。

- 高等学校への就学機会を保障するとともに、生徒が主体的に学校選択を実現できること
- 高等学校が自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に合う生徒を求めることができること
- 中学校及び高等学校の教育活動に与える影響に十分配慮したものであること
- 受験生にとって公平でわかりやすい入学者選抜制度であること

1 選抜機会

- (1) 現行の前期及び後期入学者選抜を、後期入学者選抜の時期に原則一本化し、「一般選抜」として実施する。ただし、受験生の技能や意欲を重視し、実技検査や面接を実施するなど評価尺度や評価方法が異なる選抜については、生徒の受験準備や高等学校の選抜実施環境を勘案して、「特別選抜」として「一般選抜」より早い日程で実施する。
 - ・ 2 度の選抜を実施することによる弊害として指摘されていた、在校生指導（進路指導等）の時間不足を解消し、充実させる。
 - ・ 高等学校間の競争条件をそろえ、各校が切磋琢磨することにより、教育の質的向上に資する。
- (2) 同一校内の学科間の複数志望を認める。
 - ・ 特別選抜及び一般選抜のそれぞれの選抜において、募集人員を複数の学科等ごとに設定している学校では、同一の学力検査問題を使用することとし、同一校内の異なる学科等間（例：文理学科と普通科、工業に関する学科（総合募集）と工学系大学進学専科）の第1志望・第2志望等、複数志望を認めることにより、当該高等学校への進学を希望する生徒の就学機会を確保する。
- (3) 二次選抜を実施する。
 - ・ 特別選抜及び一般選抜において募集人員に欠員が生じた場合は、二次選抜を実施する。

- (4) その他の入学者選抜（海外から帰国した生徒の入学者選抜・中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜・連携型中高一貫教育に係る入学者選抜・知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜・知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜・秋季入学者選抜）は、別途示す。

2 選抜日程

- (1) 特別選抜の検査実施日は2月中～下旬に、一般選抜の検査実施日は3月初～中旬に設定する。
- ・ 学校選択の機会を保障する観点から、府内の私立高等学校の選抜日程を踏まえて特別選抜を実施する。
 - ・ 中学3年の3学期について、落ち着いた学習環境を可能な限り長く維持したいという中学校からの声を踏まえるとともに、学校選択の機会を保障する観点から、特別選抜の出願から合格者発表までの期間に重ならないように、一般選抜の出願から合格者発表までの日程を設定する。

3 選抜資料

3-1 学力検査

- (1) 原則5教科の学力検査を実施する。
- ・ 中学校で培った学力を幅広く、国語、社会、数学、理科、英語の教科で評価するとともに、受験生が、当該教科に対する十分な知識の習得を経て入学者選抜に臨み、高等学校における学習活動へ円滑につなぐことができるよう、原則5教科（国語・社会・数学・理科・英語）の学力検査（教科横断型の検査を含む。）を実施する。
 - ・ 技能を重視する学科では、5教科の学力検査に加えて実技検査を実施する。また、意欲を重視する学科では、5教科の学力検査に加えて面接を実施し、自己申告書及び調査書の「活動/行動の記録」と併せて選抜資料とする。
 - ・ 定時制の課程・多部制単位制Ⅲ部は、学力検査を3教科（国語・数学・英語）とし、通信制の課程は、学力検査を実施せずに面接を実施する。

3-2 調査書

- (1) 目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）を平成28年度入学者選抜から導入する。
- ・ これまで早ければ平成28年度入学者選抜からとしていた導入時期について、その準備が整いつつあることに鑑み、平成28年度入学者選抜からとする。
- (2) 評価対象学年を第1学年～第3学年に拡大する。
- ・ 中学1年からの学習活動を幅広く評価するとともに、中学3年での学力をより重視する観点から、第3学年の評定を第1、第2学年の評定の合計より重く評価する（3年評定＞2年評定＋1年評定）こととし、各学年の評定の比率を、3年：2年：1年＝3：1：1とする。

ただし、平成30年度までは、経過措置として、評価対象学年を平成28年度入学者選抜においては第3学年のみ、平成29年度入学者選抜では第3、第2学年のみ（評定の比率は3：1）とする。

- (3) 学力検査の成績と調査書の評定の比率について選択幅を広げる。
- ・ それぞれの学校の状況に合わせて合否判定できるよう、学力検査の成績と調査書の評定の比率について、3：7／4：6／5：5／6：4／7：3までの5つのパターンのうちから、高等学校が選択できることとする。
- (4) 各教科の評定を同等に扱う。
- ・ 中学校における生徒の各教科の学習状況を、全体として偏りなく評価する観点から、9教科（国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語）の評定を同等に扱う。

(5) 「活動/行動の記録」の欄を導入する。

- ・ 「活動/行動の記録」は、記載内容を総合的に評価する観点から欄を一つとし、教科、総合的な学習の時間、特別活動、部活動、その他校内での日常生活を含む中学校での教育活動全般における活動及び行動の記録を、可能な限り具体的事実を示して記載する。

3-3 自己申告書

(1) 受験生全員に自己申告書を提出させる。

- ・ 生徒を多面的に評価する観点から、自己申告書を選抜資料とする。
- ・ 自己申告書の記載事項については、毎年、府教育委員会がテーマを提示する。

<テーマの例>

- ◆ 中学校3年間（あるいは、これまでの人生）で何を学んだか。また、それを高等学校でどう活かしたいか。
- ◆ 3年後の自分を想像してみる。

4 選抜方法

(1) 学力検査の成績と調査書の評定を合算した総合点の上位者から順に合格者を決定することを原則とする。

(ボーダーゾーンの扱いについては、下記(2)を参照。)

- ・ 特別選抜及び一般選抜のそれぞれの選抜において、募集人員を複数の学科等ごとに設定している学校では、志望学科に関係なく全ての受験生を総合点の順に並べ、その上位者から順に志望学科への合格者を決定する。(合格者の決定方法の詳細は以下のとおり。)

<合格者の決定方法>

- ① 受験生を、総合点の上位者から順に、それぞれの第1志望の学科の合格候補者とする。
- ② 一つの学科のボーダーゾーンを含んだ人数が、合格候補者で満たされた時点で、当該学科の合格者を先に決定する。(ボーダーゾーンの扱いについては、下記(2)を参照。)
- ③ その時点での合格決定者を除いた者の中から、志望順位に関わらず^(*)、総合点の上位者から順に、他方の学科の合格者を決定する。ただし、当該学科を志望しない者を除く。
- ④ 3つ以上の学科を併置している場合は、同じ手順を繰り返す。
(*第1志望の受験生より総合点が高い第2志望の受験生を上位者とみる。)

- ・ 実技検査を実施する学科では、実技検査の成績を総合点に加える。

(2) ボーダーゾーン(合否のボーダーラインの上下に一定の幅を設けたもの)を設定する。

(エンパワメントスクール及び通信制の課程を除く。)

- ・ ボーダーゾーンの範囲をボーダーラインの上下それぞれ10%(合わせて20%)とする。
- ・ ボーダーゾーン内の生徒のうち、自己申告書及び調査書の「活動/行動の記録」の記載内容により、高等学校のアドミッションポリシー(求める生徒像)に極めて合致する者を総合点の順位に関わらず優先的に合格とできるものとする。該当する者がいない場合も含め、優先的に合格とする者以外については、上記(1)の方法により合格者を決定する。

(3) 面接を実施する学科(エンパワメントスクール及び通信制の課程)の選抜方法は、別に定める。

第2 各選抜の具体的事項

1 特別選抜

1-1 全日制の課程

体育科・芸能文化科・音楽科・総合造形科

- (1) 検査実施日
 - ・ 2月中～下旬
- (2) 学力検査等
 - ・ 学力検査及び実技検査を実施する。
 - ・ 学力検査の実施教科は、国語・社会・数学・理科・英語の5教科を原則^(*)とする。
- (3) 選抜方法
 - ・ 学力検査の成績、実技検査の成績及び調査書の評定の合計により総合点を算出し、総合点の上位者から合格とする。
 - ・ ボーダーゾーンを設定し、ボーダーゾーン内の生徒のうち、自己申告書及び調査書の「活動/行動の記録」の記載内容により、自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を総合点の順位に関わらず優先的に合格とできるものとする。
（＊学力検査は、5教科（国語・社会・数学・理科・英語）を原則とするが、教科横断型の検査を実施する可能性を残す。以下同じ。）

1-2 エンパワメントスクール

- (1) 検査実施日
 - ・ 2月中～下旬
- (2) 学力検査等
 - ・ 学力検査及び面接を実施する。
 - ・ 学力検査の実施教科は、国語・社会・数学・理科・英語の5教科を原則^(*)とする。
- (3) 選抜方法
 - ・ 選抜の第一手順として、学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接、自己申告書及び調査書の「活動/行動の記録」の記載内容を資料として、自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に最も適合する者から順に、募集人員の50%を上限として合格とする。
 - ・ 第一手順による合格者を除いた者の中から、選抜の第二手順として、学力検査の成績に調査書の評定を加えた総合点により、上位者から合格とする。

2 一般選抜

2-1 全日制の課程・多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部

普通科（総合選択制・単位制含む。）・農業に関する学科・工業に関する学科・国際教養科・国際文化科・グローバル科・総合科学科・文理学科・総合学科（デュアル総合学科及びクリエイティブスクールを含み、エンパワメントスクールを除く。）

- (1) 検査実施日
 - ・ 3月初～中旬
- (2) 学力検査等
 - ・ 学力検査を実施する。
 - ・ 学力検査の実施教科は、国語・社会・数学・理科・英語の5教科を原則^(*)とする。
- (3) 選抜方法
 - ・ 学力検査の成績及び調査書の評定の合計により総合点を算出し、上位者から合格とする。
 - ・ ボーダーゾーンを設定し、ボーダーゾーン内の生徒のうち、自己申告書及び調査書の「活動/行

動の記録」の記載内容により、自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を総合点の順位に関わらず優先的に合格とできるものとする。

- ・ 募集人員を複数の学科等ごとに設定している学校では、同一校内の異なる学科間の第1志望・第2志望等、複数志望を認め、総合点の上位者から順に（当該上位者の志望順位にそって）合格者を決定する。

2-2 定時制の課程・多部制単位制Ⅲ部

- (1) 検査実施日
 - ・ 3月初～中旬
- (2) 学力検査等
 - ・ 学力検査を実施する。
 - ・ 学力検査の実施教科は、国語・数学・英語の3教科とする。
- (3) 選抜方法
 - ・ 学力検査の成績及び調査書の評定の合計により総合点を算出し、上位者から合格とする。
 - ・ ボーダーゾーンを設定し、ボーダーゾーン内の生徒のうち、自己申告書及び調査書の「活動/行動の記録」の記載内容により、自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を総合点の順位に関わらず優先的に合格とできるものとする。

2-3 通信制の課程

- (1) 検査実施日
 - ・ 3月初～中旬
- (2) 学力検査等
 - ・ 面接を実施する。
- (3) 選抜方法
 - ・ 面接、自己申告書、調査書の評定、調査書の「活動/行動の記録」の記載内容を総合的に判断し、自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に最も適合する者から順に合格とする。

3 二次選抜

3-1 特別選抜及び一般選抜により、志願者数等が募集人員に満たなかった学科等

- (1) 検査実施日
 - ・ 3月中～下旬
- (2) 学力検査等
 - ・ 面接を実施する。
- (3) 選抜方法
 - ・ 面接、自己申告書、調査書の評定、調査書の「活動/行動の記録」の記載内容を総合的に判断し、自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に最も適合する者から順に合格とする。

4 その他の選抜

以下の入学者選抜は、それぞれの特性を考慮して今後決定する。

- ◇ 海外から帰国した生徒の入学者選抜
- ◇ 中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜
- ◇ 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜
- ◇ 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜
- ◇ 知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜
- ◇ 秋季入学者選抜

大阪府立高等学校入学者選抜制度改善方針（案）の概要

	特 別 選 抜	一 般 選 抜
実施 学科等	【実技検査により技能を測る学科】 体育科・芸能文化科・音楽科・総合造形科 【面接等により意欲を測る学科】 エンパワメントスクール	普通科（総合選択制・単位制含む。）・農業に関する 学科・工業に関する学科・国際教養科・国際文化科・グロ ーバル科・総合科学科・文理学科・総合学科（デュアル 総合学科及びクリエイティブスクールを含み、エンパ ワメントスクールを除く。）
志望順位		募集人員を複数の学科等ごとに設定している学校では、同一 の学力検査問題を使用することとし、同一校内の異なる学科 等間の第1志望・第2志望等、複数志望を認める。
検査 実施日	2月中～下旬	3月初～中旬
選抜資料	学力検査(原則5教科 ^(*))＋調査書評定 ＋（実技検査 or 面接）	全日制の課程・多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部 ：学力検査(原則5教科 ^(*))＋調査書評定 定時制の課程・多部制単位制Ⅲ部 ：学力検査(3教科)＋調査書評定 通信制の課程：面接＋調査書評定 （＊教科横断型の検査を実施する可能性あり。）
	調査書「活動/行動の記録」 自己申告書（記載事項については、毎年、府教育委員会がテーマを提示する。） 《ボーダーゾーン内の選抜資料として活用(エンパワメントスクール及び通信制の課程を除く。)	
調査書 取扱い	(1) 目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）を平成28年度入学者選抜から導入する。 (2) 評価対象学年を全学年とし、第3学年の評定を重く評価する。 H28年度選抜：第3学年の評定のみ活用 H29年度選抜：第3学年・第2学年の評定を活用 ≪3年：2年＝3：1≫ H30年度選抜以降：全学年の評定を活用 ≪3年：2年：1年＝3：1：1≫ (3) 記載項目は、「各教科の学習の記録」（評定）及び「活動/行動の記録」とする。 (4) 学力検査の成績と調査書の評定の比率については、3：7～7：3の5つのパターンから高 等学校が選択する。 (5) 全9教科の評定を同等に扱う。	
二次選抜	二次選抜を実施する。選抜方法は現行制度を踏まえる。（3月中～下旬実施）	

* 以下の入学者選抜については、それぞれの特性を考慮して今後決定する。

- ・海外から帰国した生徒の入学者選抜
- ・中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜
- ・連携型中高一貫教育に係る入学者選抜
- ・知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜
- ・知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜
- ・秋季入学者選抜

調査書（案）イメージ

平成〇〇年度

調 査 書		成績一覧表 の番号	受験番号	判 定
			※	※
入学者選抜の種類 (該当する選抜を○で囲む)		特別選抜 中高一貫選抜 一般選抜 二次選抜	課 程 (該当する課程) を○で囲む	全日制の課程 多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部 多部制単位制Ⅲ部 定時制の課程 通信制の課程

ふりがな		性別	昭和・平成	年	月	日生
氏 名			平成	年	月	卒業 卒業見込み

(1) 各教科の学習の記録				(2) 活動/行動の記録		
教科 \ 評定	1年	2年	3年			
国 語						
社 会						
数 学						
理 科						
音 楽						
美 術						
保健体育						
技術・家庭						
英 語						
*	*	*	*			

本書の記載事項に誤りのないことを証明する。

平成 年 月 日

学校所在地

(電 話 - -)

中学校名

校長氏名

印

*印は空欄のままとすること。